

## 地区担当運営手引

### [職務内容]

1. 各地区での本会活動に関すること。
  - ・ 教育局と連携し、現職者共通研修などの事業開催
  - ・ 事務局、事業局と連携し、市町村事業などへの参画
  - ・ 学術局、学会実行委員会と連携しての学会の開催
2. 各地区での会員間の交流、情報交換などに関すること。
  - ・ 交流会、懇親会の開催
  - ・ 情報連絡や交換のための会議の開催
3. その他各地区に関すること。
  - ・ 会員、施設情報の把握
  - ・ 会員の慶弔に関する情報の窓口、事務局への連絡
  - ・ 勤務地と違う地区への登録を希望する会員への対応
  - ・ 連絡網や情報網の整備、運用
  - ・ 会員からの意見、要望などの士会への提言、調整
  - ・ 各地区での活動状況の取りまとめと理事会への報告
  - ・ 総会開催時の議長、書記、議事録署名人の選出

### [地区の分割基準]

1. 各地区の線引きは、正会員の勤務施設所在地と市町村を基準に、4地区に区分する。
  - ・ 長崎地区 長崎市、西海市、西彼杵郡
  - ・ 県北地区 佐世保市、平戸市、松浦市、北松浦郡
  - ・ 県央・県南地区 大村市、諫早市、雲仙市、島原市、南島原市、東彼杵郡
  - ・ 離島地区 壱岐市、対馬市、五島市、南松浦郡
2. 上記区分で線引き周辺の施設は、各施設が活動しやすいように地区の変更を行うことができる。変更は各施設で協議し、地区担当理事へ連絡する。
3. 正会員個人で勤務施設所在地以外の地区で活動を行いたい場合、会員からの申し出により他地区へ登録することができる。

### [部長・部員]

1. 会務を円滑に行うため、各地区で部長、部員など、地区の特性に応じた諸係を置くことができる。
2. 上記の者への任命は会長が行い、事務局から委嘱状を送付する。地区担当理事は、できるだけ早い時期に事務局に連絡する。

### [会 議]

1. 地区担当理事は、会務運営を行う会議を開催することができる。会議については、各地区の特性により、会議名称や開催頻度は異なる。
2. 会議の開催は、理事会へ報告し実施事業記録簿に記録する。また、規定の書式を用いて出席者の旅費交通費及び会議費を支払う。

### [予算決算・会計処理]

1. 地区担当理事は、予算計画及び決算報告を、規定の書式を用いて地区ごとに行う。
2. 地区担当理事は、各地区で実施する事業及び財務を管理し、理事会に報告する。
3. 地区担当理事は、事業及び会計処理に関する以下の書類を管理する。
  - ・ 実施事業記録簿
  - ・ 出納管理簿
  - ・ 銀行通帳
  - ・ 領収書
  - ・ 備品台帳（有形固定資産及び、耐用年数1年以上、取得価額3万円以上の消耗備品を管理する場合）

4. 会計処理は、本会が定める各規程に則り行う。対応に苦慮する場合は、理事会で検討し対応する。
5. 各局と連携して実施する事業の会計は、主体となる各局が会計処理を行う。
6. 事務局への会計報告は、6ヶ月ごとに行う。

#### [地区と各局の役割分担]

1. 現職者研修開催に関しては、教育局により提示された年間計画、内容に基づき、研修会日程や開催場所、講師該当者などを選定し教育局へ報告する。
2. 事業局との連携事業に関しては、事業局より提示された内容に基づき、協力スタッフの依頼及び、スタッフのとりまとめを行う。
3. 学会開催に関しては、原則開催地区から学会長を選出し、学会実行委員会を立ち上げる。
4. 前年度定時総会で承認を受けた学会長と開催地区の地区担当理事は、学会運営規程などを参考に学会開催に向けた動きをはじめめる。
5. 会員の移動、改姓などの情報を知り得た場合は、会員へ会員情報変更届出書の提出を促すと共に、随時事務局へ報告する。会員情報変更届は、事務局及びホームページから取り寄せる。
6. 会員からの慶弔に関する情報を受けた場合、名前や慶事、弔事に関する情報を確認した後、事務局へ情報提供する。
7. 定時総会の開催場所となる各地区の地区担当理事は、予め議長1名、書記及び議事録署名人を2名ずつ選出し事務局に報告する。
8. 他地区から地区登録を希望する、或は他地区への登録を希望する会員に対しては、会員からの要請を受けた地区担当理事から該当地区担当理事へ連絡する。該当地区担当理事は、各地区での本会活動などの情報提供を、連絡網などを通じて行う。
9. 前述の職務内容については、各地区の特性を考慮し、各地区に合う形で実施する。

#### [手引の変更]

1. この規程の変更は理事会の承認を必要とする。(試行期間の文言削除)
2. (試行期間の文言削除)

#### [附 則]

- ・平成23年6月1日 試行(平成24年3月31日まで)
- ・平成24年4月1日より施行
- ・平成25年8月1日 一部加筆(会員の他の地区への登録に関すること)